

## 耐震岸壁使用条件書

- ・地震等災害発生時、若しくは気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された際には、ただちに使用を中止し、災害関連の船舶の使用に支障がないようにすること。
- ・自衛隊、海上保安庁等、官公署の船舶が係留する場合に支障がないようにすること。
- ・駐車場として利用する場合は、交通整理員を必ず配置すること。また、駐車中の車を容易に移動できるように、車のキーの管理については配慮すること。なお、図1に示した区域には駐車をしないこと。
- ・一時使用により、災害発生時等における緊急輸送に著しく支障が出る場合には（例 駐車によって荷下ろしが出来ない、駐車中の車が伊東港に転落し、輸送船が係留できないなど）、申請人の責任において対処すること。
- ・耐震岸壁の駐車場としての利用は、伊東市営渚駐車場及び観光会館前駐車場の利用が可能である場合は、認められない。ただし真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- ・駐車場として利用する場合は駐車台数及び渚駐車場、観光会館前駐車場へ駐車する台数を明記。
- ・交通整理人の人数を明記。
- ・将来、耐震岸壁の使用について制限を行う可能性があるため、今後、岸壁の使用が出来ない場合を想定すること。
- ・使用後、すみやかに鍵を熱海土木事務所伊東支所に返却すること。

